

## 1 信書便法の目的

郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図る。

※ 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)

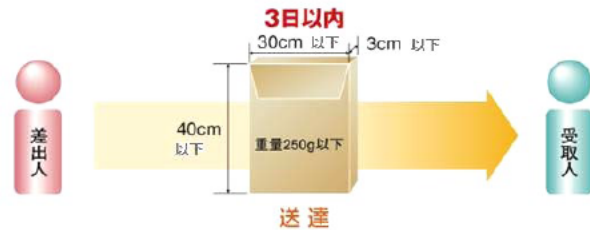
## 2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業 提供する役務のうち一般信書便役務を含む事業

(2) 特定信書便事業 特定信書便役務のみを提供する事業

### 「一般信書便役務」

規定の大きさ及び重量以下の信書便物を全国において引受け、差出日から原則、3日以内、週6日以上配達するもの



### 「特定信書便役務」

次のいずれかに該当するもの

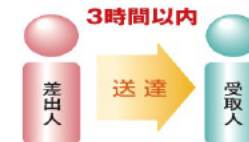
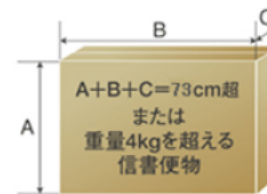
①大型信書便サービス

②急送サービス

③高付加価値サービス

(例:本庁・支庁間の巡回便) (例:バイク便等の急送便)

(例:電報類似型)



800円を超える料金

## 3 全国の参入状況

### <類型別>

	一般信書便事業	特定信書便事業
参入事業者数	0	567

※複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と<サービス種類別>の数は一致しない。

### <サービス種類別>

① 大型信書便サービス	500
② 急送サービス	107
③ 高付加価値サービス	298